

(仮称) 福岡市青少年科学館特定事業

実 施 方 針

平成 27 年 3 月 10 日

福 岡 市

目 次

I 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容	1
2 特定事業の選定及び公表	5
II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	6
1 本施設の整備条件等	6
2 施設要件	6
III 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 募集及び選定の方法	7
2 審査及び優先交渉権者決定の手順	7
3 募集及び選定スケジュール	8
4 募集及び選定等の手続き	9
5 応募者の構成	10
6 応募者の備えるべき参加資格要件	11
7 S P C の設立等	14
8 提案審査書類の取扱い	15
IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1 リスク分担の方法等	15
2 業務品質の確保	16
V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
1 疑義対応	16
2 紛争処理機関	16
VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1 事業の継続に関する基本的考え方	16
2 継続が困難となった場合の措置	17
VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	18
1 法制上及び税制上の措置	18
2 財政上及び金融上の支援	18
VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
1 議会の議決	18
2 本事業において使用する言語、通貨単位等	18
3 参加に伴う費用負担	18
4 情報公開及び情報提供	18
5 問合せ先	18

別紙：リスク分担表（案）

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

(仮称) 福岡市青少年科学館特定事業

(2) 公共施設の管理者

福岡市長 高島 宗一郎

(3) 本事業の目的

子どもたちが科学を体験し、楽しむことを通じて、その自由かつ自発的な学習活動を支援するとともに、福岡の人や資源と連携し、福岡の将来を担う人材を育成することにより、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、(仮称) 福岡市青少年科学館を福岡市中央区六本松四丁目に設置するもの。

(4) 本事業の基本理念(本施設の目標像)

① 子どもたちが体験し、楽しむことで、自由に、自発的に学べる科学館

学校や家庭とは違ったアプローチで学べる展示により、科学館ならではの自由な体験や学びをもたらす「フリーチョイスラーニング(※)」の場として、子どもたちがそれぞれの興味・関心に応じて体験し、楽しむことで、自由に学べ、自発的な気づきや学習ができる場とする。

※フリーチョイスラーニング:学校のような公式的、正統的な学び(フォーマル・ラーニング)に対比して、博物館などの「学校外の場での学び」をインフォーマル・ラーニング(非形式的な学び)、フリーチョイス・ラーニング(自由選択の学び)と呼ぶ。

② 福岡の人や資源と連携し、福岡の将来を担う人材を育成する科学館

福岡の人、モノ、コトなど、様々な資源を活用して、福岡の特色や優れたところを伝え、子どもたちや市民が福岡に愛着を持ち、福岡のことを誇らしく感じ、福岡の将来を支える大人となるためのきっかけの場となる、福岡らしい、福岡ならではの科学館とする。

③ 子どもたちと双方向に関わり、交流し、みんなで育てる科学館

科学館と市民が双方向的に関わり、交流しながら様々な事業活動を展開することを重視し、身体を使い五感を通して学ぶ展示(インタラクティブ展示(※)、ハンズオン展示(※))や実演等による演示、幅広い体験学習プログラムなど、参加・体験性の高い様々な活動を展開することで、楽しく学べる場とする。

また、整備段階から開館後の運営まで、子どもたちや市民が施設・展示づくり等に参画し、職員とともに活動することで愛着を持つことができ、二世帯、三世帯にわたってリピーター、ひいては科学館ファンとなってもらえる科学館とする。

※インタラクティブ展示:展示物が一方的に情報を提供するというのではなく、人の動作に反応したり、何らかの変化が起きたりする展示手法。

※ハンズオン展示:展示物に実際に手を触れ、直接操作し、楽しむことによって、興味や探求心を刺激し、

理解を深めることを目的とする展示手法。

④ 評価・改善により、いつ来ても新鮮で、いつ来ても楽しめる科学館

子どもたちや市民の意見・ニーズを積極的に聞くことにより、自らの活動等を点検・評価（自己評価・外部評価等）する仕組みを整え、その結果を踏まえた展示更新や学習プログラム開発等を常に行っていくことにより、目まぐるしく進歩する科学技術の「いま」と出会うことができ、何度来ても新しい発見・学びや楽しみがある科学館、持続的に変化・成長する科学館を目指す。

(5) 事業の内容

① 本施設の概要

・所在地：福岡市中央区六本松四丁目 300 番 15

※九州大学六本松キャンパス跡地北側ゾーン東街区内の複合ビル 3 階～6 階部分

・規模：約 10,000 m²（専有面積：約 8,000 m²、共用面積：約 2,000 m²）

② 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が施設の内装及び展示等に関する設計及び施工を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（B T O：Build-Transfer-Operate）により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 44 年 9 月頃までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書（案）を参照すること。

ア 初期整備業務

（ア）内装及び展示に関する設計及びその関連業務

（イ）内装及び展示に関する施工及びその関連業務

（ウ）工事監理及び各種申請業務

（エ）什器・備品等の調達・設置業務

イ 開業準備業務

（ア）事前広報業務

（イ）少年科学文化会館機能の補完業務

（ウ）維持管理・運営業務の事前準備業務

（エ）開館式の準備開催業務

（オ）開館準備期間中の維持管理業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 内装保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 特殊機材・展示物等保守管理業務
- (エ) 施設備品等保守管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 環境衛生管理業務
- (キ) 警備業務

エ 運營業務

- (ア) 基幹業務に関する業務
 - a. 展示事業（基本展示、企画展示）に関する業務
 - b. ドームシアター（プラネタリウム）事業に関する業務
 - c. その他教育普及事業に関する業務
 - d. 交流事業に関する業務
 - e. 人材育成、ネットワーク形成事業に関する業務
 - f. 調査研究事業に関する業務
 - g. 講演会等スペース運營業務
 - h. 企業出展ブース運營業務
- (イ) その他管理業務に関する業務
 - a. 利用者対応業務
 - b. 利用料徴収業務
 - c. 事業改善業務
 - d. 関係機関等との協議・調整業務
 - e. 事業期間終了時の引継業務
- (ウ) 自主事業に関する業務
 - a. 必須の自主事業
 - b. 任意の自主事業

⑤ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア 市からのサービス対価

市は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。サービス購入料の構成は次のとおりである。

(ア) 初期整備業務に係る対価

本施設の初期整備業務に要する費用及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、事業契約において予め定める額を割賦方式により支払う。

なお、市は設計・施工に係る対価のうち、起債により資金調達を行う部分については、施設引渡し時に支払う予定である。

(イ) 開業準備業務の対価

本施設の開業準備業務に要する費用で、事業契約において予め定める額を、開業準備期間中、各年度四半期ごとに支払う。

(ウ) 維持管理・運営業務に係る対価

本施設の維持管理・運営業務に要する費用（光熱水費を含む）で、事業者の提案金額を基に、事業契約に定める額を市への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払う。

イ 利用者から得る収入

(ア) 利用者から得る利用料金収入

利用料金収入は、基本展示室観覧料、ドームシアター（プラネタリウム）観覧料、講演会等スペース及びドームシアター（プラネタリウム）貸出利用料金である。

※市は、事業者を本施設の指定管理者に指定し、利用料金制度を導入することを想定している。その場合の利用料金については、市が条例で定める利用料金額を上限として、市の承認を得て指定管理者が定めることを想定している。

(イ) 特別企画展観覧料収入

要求水準に基づいて実施される特別企画展の入場者から得る観覧料収入である。

(ウ) ドームシアター（プラネタリウム）や講演会等スペース等を活用したイベント事業等の実施に係る収入

要求水準に基づいて実施されるドームシアター（プラネタリウム）や講演会等スペース等を活用したイベント、クラブ活動その他教育普及事業等の実施に伴い得る収入である。

(エ) ミュージアムショップの販売収入

ミュージアムショップ運営業務の実施により得る収入とする。

(オ) 自動販売機の運営業務により得られる収入

自動販売機運営業務の実施により得る収入である。

(カ) 自主事業（任意提案）により得られる収入

自主事業（任意提案）の実施により得る収入とする。

⑥ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑦ 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

- | | |
|------------|------------------------------|
| ○事業契約の締結 | 平成 28 年 3 月 |
| ○事業期間 | 事業契約締結日～平成 44 年 9 月頃 |
| ・設計・施工期間 | 事業契約締結日～平成 29 年 9 月頃 |
| ・開業準備期間 | 事業契約締結以降の事業者提案日～平成 29 年 9 月頃 |
| ・供用開始日 | 平成 29 年 10 月頃 |
| ・維持管理・運営期間 | 平成 29 年 10 月頃～平成 44 年 9 月頃 |

⑧ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、本施設を募集要項等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

⑨ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市ホームページにおいて公表する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の整備条件等

本施設は、九州旅客鉄道株式会社が整備する予定の複合ビルの一部を市が賃借し、当該賃借部分に整備する。複合ビルの概要は次のとおりである。なお、計画については、変更となる可能性がある。

所在地	福岡市中央区六本松四丁目 300 番 15 (九州大学六本松キャンパス跡地北側ゾーン東街区区内)
主な用途	科学館、法科大学院、商業施設、住宅型有料老人ホーム、駐車場
構造規模	(A棟) S 造、地下 1 階・地上 6 階 (本施設入居) (B棟) RC 造、地上 13 階 (C棟) S 造、地上 4 階
敷地面積	9,946.20 m ²
建築面積	約 6,300.00 m ²
総延床面積	約 37,000.00 m ²

2 施設要件

本施設の概要は、以下のとおりとし、詳細については、要求水準書において示す。

区分		諸室
3 階	専有部	エントランスホール、企画展示室、情報ライブラリー、倉庫等
	共用部	EV、ESC、階段、トイレ等
4 階	専有部	オリエンテーション室、実験室 (3 室)、準備室、企業出展ブース、書庫、事務諸室 (事務室、館長室、会議室、療養室等)、倉庫 等
	共用部	EV、ESC、階段、トイレ等
5 階	専有部	基本展示室、サイエンスショーステージ、オープンラボ、ミュージアムショップ、専有部トイレ、倉庫 等
	共用部	EV、ESC、階段、トイレ等
6 階	専有部	講演会等スペース、ドームシアター (プラネタリウム)、専有部トイレ、倉庫
	共用部	EV、ESC、階段、トイレ等

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、初期整備、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、提案価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価するものとする。

なお、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用する予定である。

2 審査及び優先交渉権者決定の手順

審査及び優先交渉権者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、募集要項等において示す。

(1) 審査の手順

- ① 審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。
- ② 参加資格審査は、応募者の参加資格について、市が募集要項等に示す参加資格要件に基づき行う。
- ③ 提案審査は、参加資格審査を通過した者から提出された提案審査書類について、事業者選定基準に従い、市が提案価格の確認及び基礎審査を行う。
- ④ 基礎審査を通過した応募者からの提案内容について、「(仮称)福岡市青少年科学館に係る事業者検討委員会」(以下「事業者検討委員会」という。)が性能審査及び価格審査を行い、最優秀提案を選定する。

事業者検討委員会委員の構成は、以下のとおりである。

委員長	麻生 茂	九州大学大学院工学研究院 教授
副委員長	伊藤 明夫	北九州市立いのちのたび博物館 館長
委員	青木 崇	株式会社日本政策投資銀行九州支店 企画調査課長
〃	高宮 由美子	特定非営利活動法人子ども文化コミュニティ 代表理事
〃	高山 峯夫	福岡大学工学部 教授
〃	堤 一夫	福岡市小学校理科研究会 会長
〃	池見 雅彦	福岡市こども未来局こども部 部長

(2) 優先交渉権者の決定

市は、事業者検討委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成 27 年 3 月 10 日	実施方針、要求水準書（案）の公表
平成 27 年 3 月 20 日	実施方針説明会の開催
平成 27 年 3 月 30 日	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
平成 27 年 4 月 24 日	実施方針等に関する質問・意見の回答
平成 27 年 5 月中旬	対面対話への申し込み受付
平成 27 年 5 月中旬	事業契約書（案）、事業者選定基準（案）、提案書様式集（案）等の公表
平成 27 年 5 月下旬	対面対話の実施
平成 27 年 5 月下旬	事業契約書（案）等に関する質問受付締切
平成 27 年 6 月下旬	事業契約書（案）等に関する質問に対する回答
平成 27 年 6 月下旬	特定事業の選定・公表
平成 27 年 7 月上旬	募集要項等の公表
平成 27 年 7 月中旬	募集要項等に関する質問受付締切
平成 27 年 8 月上旬	募集要項等に関する質問に対する回答
平成 27 年 8 月上旬	参加資格審査書類の受付締切
平成 27 年 8 月中旬	参加資格審査結果の通知
平成 27 年 9 月上旬	提案審査書類の受付締切
平成 27 年 10 月中旬	優先交渉権者の決定・公表
平成 27 年 10 月下旬	基本協定締結
平成 28 年 1 月	仮契約の締結
平成 28 年 3 月	事業本契約締結

4 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、募集要項等において示す。

(1) 実施方針説明会の開催

実施方針に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

説明会日時	平成 27 年 3 月 20 日(金) 14 時から
説明会会場	天神ビル 11 号会議室 (所在地：福岡市中央区天神 2 丁目 12 番 1 号)
当日連絡先	福岡市こども未来局こども部 青少年施設検討担当 電話：092-711-4482
参加申込期限	平成 27 年 3 月 17 日(火) 17 時まで
参加申込方法	実施方針説明会参加申込書(様式-1)に必要事項を記入の上、電子メール又は F A X にて提出すること。 なお、参加人数は、会場の都合上、1 社 2 名までとする。
申込先	福岡市こども未来局こども部 青少年施設検討担当 電 話：092-711-4482 F A X：092-733-5534 E-mail：s-shisetsu.CB@city.fukuoka.lg.jp

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

平成 27 年 3 月 30 日(月) 17 時まで

② 受付方法

実施方針等に関する質問書(様式-2)及び意見書(様式-3)に記入の上、福岡市こども未来局こども部青少年施設検討担当まで、原則として、電子メールでのファイル添付により提出すること。

③ 公表

受け付けた質問、意見に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。

(3) 対面対話の実施

募集要項等の公表前に対面対話の実施を予定している。詳細については、後日、市ホームページにおいて示す。

(4) 事前資料の公表、質問・意見の受付等

募集要項等の公表前に事業契約書(案)、事業者選定基準(案)、提案書様式集(案)等の公表を予定している。また、事前資料の公表後には、質問、意見の受付を予定しており、詳細については、後日、市ホームページにおいて示す。

(5) 募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項等を、市ホームページにおいて公表する。

(6) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。質問の受付・回答は、1回程度行うことを予定している。

(7) 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

本事業への参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、応募者に通知する。

(8) 提案審査書類の受付

資格審査通過者に対し、提案審査書類の提出を求める。

(9) 優先交渉権者の決定・公表

審査結果については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに公表する。

なお、事業者の募集、審査及び選定において、提案審査書類提出者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(10) 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、募集要項等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。

(11) 事業契約の締結

市と優先交渉権者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、優先交渉権者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と事業契約を締結する。

※ 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容について協議・調整し、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがある。

5 応募者の構成

(1) 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

構成員	応募者を構成する法人で、SPCに出資を行う法人
協力企業	応募者を構成する法人で、業務の一部をSPCから直接受託・請負するが、SPCには出資を行わない法人

また、優先交渉権者となった応募者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立しなければならない。

なお、運営業務以外の業務を行う応募者の構成員又は協力企業のうち、各業種 1 社以上は必ず、福岡市内に本店を持つ企業であること。

（２）構成員等の明示等

応募者は、本事業の公募に参加する場合には、あらかじめ全ての構成員及び協力企業を明示しなければならない。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる 1 法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

なお、組合等の法人格で本事業の公募に参加する場合には、あらかじめ組合員の了解を得て、他の応募者の構成員及び協力企業になっていないことを明らかにしなければならない。

（３）複数業務の実施

応募者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、工事監理業務と施工業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者を行い、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

（４）複数応募の禁止

構成員及び協力企業（組合等の法人格で本事業に参画する場合は、その法人格を構成する全ての会員企業）は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

（５）構成員等の変更及び追加

参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

6 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について事業者検討委員会の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ③ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑤ 募集要項等公表日から優先交渉権者の決定までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者、又は措置要領に規定する措置要件に該当している者でないこと。
- ⑥ 措置要領別表第3に該当する者でないこと。
- ⑦ 本事業に関連するアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・株式会社 日建設計総合研究所
 - ・株式会社 日建スペースデザイン
 - ・株式会社 日建設計コンストラクション・マネジメント
 - ・設計事務所 リブデザイン
 - ・株式会社 トーホー設備設計
 - ・ベーカー&マッケンジー法律事務所
 - ・ビヨンド総合会計事務所
- ⑧ 本施設が入居する建物所有者である九州旅客鉄道株式会社又は当該企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。また、建物所有者から設計業務を受託している株式会社山下設計又は当該企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ⑨ 事業者検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「本条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。

(2) 個別の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業のうち設計業務、工事監理業務、施工業務及び運営業務の各業務を実施する者は、それぞれ以下に掲げる要件を満たすこと。

① 設計業務を行う者

設計業務を実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については全ての企業で該当し、イ、ウ及びエの要件は必ず1社以上でいずれにも該当すること。また、オの要件については1社以上が該当すること。

ア 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計、設備設計のいずれか）」に登載されていること。

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）」に登載されていること。

エ 平成 15 年 4 月以降に完了した科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設（展示面積 1,000 m²以上）の展示設計（※）実績（実施設計）を有すること。

※展示設計とは、展示内容、演出手法、設備計画の検討を行うとともに、当該展示スペースの整備に必要な設計図書の作成等を行うことをいい、基本的に建物本体の建築設計のみを行う場合を含まない。

オ 平成 15 年 4 月以降に完了した 300 席以上のホール・劇場を有する施設の設計実績（実施設計）を有すること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については全ての企業で該当し、イ及びウの要件は必ず1社以上でいずれにも該当すること。また、エの要件については1社以上が該当すること。

ア 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計、設備設計のいずれか）」に登載されていること。

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）」に登載されていること。

エ 平成 15 年 4 月以降に完了した 300 席以上のホール・劇場を有する施設の工事監理実績を有すること。

③ 施工業務を行う者

施工業務を実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の企業で実施する場合は、以下に示すア、イ及びウの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、エの要件は、1社以上が該当すること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（工事）」に登載されていること。

ウ 上記アの建設工種の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	900 点以上
電気工事	820 点以上
管工事	800 点以上
上記以外の工事	—

エ 平成 15 年 4 月以降に竣工(リニューアル工事の場合は工事完了)した科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設(展示面積 1,000 m²以上)の展示施工(※)実績を有すること。

※展示施工とは、展示設計業務で作成された設計図書に基づく施工をいう。

④ 運營業務を行う者

運營業務を実施する者は、以下に示す要件について、1 社以上が該当すること。

ア 平成 15 年 4 月以降に竣工(リニューアル工事の場合は工事完了)した科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設(展示面積 1,000 m²以上)の運營業務実績を有すること。

(3) 参加資格要件の喪失

応募者が、参加資格確認基準日から優先交渉権者の決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

参加資格審査書類に明示が義務づけられている者(以下「応募法人」という。)のうち、1 ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人(以下「残存法人」という。)のみ又は参加資格を喪失した法人(以下「喪失法人」という。)と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力企業として加えたうえで、応募者の再編成を市に申請し、提案審査書類の提出日までに市が認めた場合。ただし、残存法人のみで応募者の再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本実施方針に定める応募者の参加資格要件を満たしていることが必要である。なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする。

② 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする(なお、「提案書の提出日までに市が認めた場合」は、「優先交渉権者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。)。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

7 S P C の設立等

① 事業予定者は、仮契約締結までに会社法(平成 17 年法第 86 号)に定める株式会社と

してSPCを設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、SPCは、福岡市内に設立するものとする。

② SPCは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

③ SPCの株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

8 提案審査書類の取扱い

(1) 著作権

提案審査書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市による優先交渉権者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。

IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、募集要項等において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計、施工、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、施工、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、SPCの設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除し、又は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、募集要項等において示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

(1) 現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

(2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 財政上及び金融上の支援

財政上及び金融上の提案については、応募者が自らのリスクで実行することとし、市は事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を平成 27 年福岡市議会第 3 回定例会に、また、契約に関する議案を平成 28 年福岡市議会第 1 回定例会に提出することを想定している。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

3 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

場 所	福岡市こども未来局こども部 青少年施設検討担当
住 所	〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
電 話	092-711-4482
F A X	092-733-5534
E-mail	s-shisetsu.CB@city.fukuoka.lg.jp
福岡市ホームページアドレス	http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/s-shisetsu/shisei/syobunseibi.html

別紙 リスク分担表（案）

1. 共通

リスクの内容		負担者	
		市	事業者
(1) 公募書類リスク	募集要項、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等の事象への対応	○	－
(2) 提案価格リスク	提案価格の費用負担に関するもの	－	○
(3) 契約締結リスク	市の責めによる契約締結の遅延・中止	○	－
	事業者の責めによる契約締結の遅延・中止	－	○
	上記以外の理由による契約締結の遅延・中止	△※1	△※1
(4) 政策転換リスク	政策変更による事業への影響（市の指示による事業の取りやめ、事業範囲の縮小、変更、拡大等）に関するもの	○	－
(5) 住民対応リスク	本事業そのものに対する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応に関するもの	○	－
	上記以外の住民反対運動、訴訟、要望、苦情などへの対応に関するもの	－	○
(6) 法令変更リスク	本事業に直接関係する法制度等の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの	○	－
	上記以外の法令の変更、新規立法の成立に関するもの	－	○
(7) 税制度変更リスク	消費税及び地方消費税の範囲、税率の変更に関するもの	○	－
	本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設及び変更に関するもの	○	－
	上記以外の税制度の変更等（例：法人税率の変更）	－	○
(8) 許認可取得リスク	公共施設の管理者として市が取得すべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合	○	－
	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合	－	○
	建物本体事業者が取得する許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合	○	－
(9) 債務不履行リスク	市の責めに帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	－
	事業者の事業法規、破綻に関するもの	－	○
	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定の水準を満たしていないことに関するもの	－	○
(10) 物価変動リスク	物価変動によるコストの変動	△※2	○※2
(11) 第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	○	－
	事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	－	○
(12) 不可抗力リスク	市及び事業者のいずれの責にも帰すことができず、また計画段階において想定し得ない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの	○※3	△※3
(13) 金利リスク	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	－
	基準金利確定後の金利変動に関するもの	－	○
(14) 第三者賠償リスク	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償	－	○

	事業範囲対象内の内装、設備等の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償	—	○
(15)資金調達リスク	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	—
	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの	—	○

※1: 詳細なリスクの負担方法については、事業契約書(案)において提示する。

※2: 物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。より詳細な調整方法については、事業契約書(案)において提示する。

※3: 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合は又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書(案)において提示する。

2. 設計・施工段階

リスクの内容		負担者	
		市	事業者
(1)設計変更リスク	市の指示又は市の責めに帰すべき事由による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	—
	建物本体事業者の責めに帰すべき事由による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	—
	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	—	○
(2)着工遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	—
	建物本体事業者の責めに帰すべき事由によるもの	○	—
	上記以外の原因によるもの	—	○
(3)施工費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更、提示された資料等から予見できなかった不測の事態による工事費の増大	○	—
	建物本体事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増大	○	—
	上記以外の要因による工事費の増大	—	○
(4)施工遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事の遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	—
	建物本体事業者の責めに帰すべき事由による工事の遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	—
	上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	—	○
(5)工事監理リスク	事業者の業務範囲である工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	—	○
(6)性能リスク	要求水準の不適合に関するもの	—	○

3. 維持管理・運営段階

リスクの内容		負担者	
		市	事業者
(1)展示品管理リスク	展示品の盗難、破損に関するリスク	—	○
(2)施設・設備劣化リスク	事業者の業務対象範囲内の施設・設備の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務(修繕を含む)を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷	—	○
(3)施設瑕疵リスク	建物本体工事において整備した施設・設備の瑕疵が、事業期間中に発見された場合	○	—
	事業者が整備した施設・設備の瑕疵が、瑕疵担保期間中に発見された場合	—	○

	事業者が整備した施設・設備の瑕疵が、瑕疵担保期間外に発見された場合	○※1	
(4) 展示品瑕疵リスク	展示品等の瑕疵が、事業期間中に発見された場合	—	○
(5) 施設利用者変動リスク	施設利用者数の変動による収入の増減に関するリスク (独立採算事業を除く)	—	○
	施設利用者数の変動による支出の増減に関するリスク (独立採算事業を除く)	○※2	○※2
	独立採算事業（ミュージアムショップ等）の利用者数の変動による収入・支出の増減に関するリスク	—	○
(6) 自主事業（必須・任意）実施リスク	自主事業の実施に係る全てのリスク	—	○
(7) 利用者対応リスク	運営における事業者からの苦情、利用者間のトラブル等、利用者対応に関するもの	—	○
(8) 情報流出リスク	事業者の責めによる個人情報流出	—	○
	市の責めによる個人情報流出	○	—
(9) 維持管理コストリスク	市の責めに帰すべき事由による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大に関するリスク	○	—
	事業者の責めに帰すべき事由による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大に関するリスク	—	○
(10) 性能リスク	要求水準の不適合に関するもの	—	○
(11) 技術革新リスク	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、市の指示により発生する増加費用	○	—
	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用	—	○
(12) 施設退去・移管手続きに係るリスク	契約終了にあたり本施設から退去により発生する費用に関するもの及び事業終了後に事業者から市又は後継の事業主体へ運営移管するための費用に関するもの	—	○
(13) 施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの	—	○

※1: 当該瑕疵について事業者には帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※2: 詳細なリスクの負担方法については、事業契約書(案)において提示する。